

上尾市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和5年11月1日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	鈴	木		彬
上尾市監査委員	代	田	龍	乗

上 尾 市 長 畠 山 稔 様  
上尾市議会議長 星 野 良 行 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫  
上尾市監査委員 鈴 木 彬  
上尾市監査委員 代 田 龍 乗

令和 5 年度財政援助団体等監査結果報告書について（提出）  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき監査を執行したので、  
同条第 9 項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

### 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 準拠基準  
上尾市監査基準
- 2 監査の種類  
財政援助団体等監査
- 3 監査対象  
公益社団法人上尾市シルバー人材センター  
所管部局 上尾市健康福祉部高齢介護課
- 4 監査期間  
令和 5 年 8 月 14 日（月）～令和 5 年 9 月 29 日（金）
- 5 監査の範囲  
市補助金に係る出納その他の事務の執行状況  
令和 4 年度公益社団法人上尾市シルバー人材センター運営費補助金 28,308,000 円
- 6 監査の実施内容及び着眼点  
次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合  
するとともに、関係者から説明を聴取し監査を実施した。  
(1) 着眼点  
○公益社団法人上尾市シルバー人材センター  
ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、  
実績報告等は符合するか。

- イ 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 現金や預金通帳等の管理体制は適切か。

○上尾市健康福祉部高齢介護課

- ア 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ 補助金の対象事業の内容、対象経費、用途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 調査書類等

- ア 決算書・事業報告書（令和2、3、4年度分）
- イ 会計帳簿（総勘定元帳、入出金振替伝票等）
- ウ 証票（領収書、請求書、納品書等）
- エ 契約に関する書類
- オ 市補助金に関する書類
- カ 職員の服務・給与・福利厚生等に関する書類
- キ 嘱託職員・臨時職員に関する書類
- ク 残高証明書（令和5年3月31日現在）
- ケ 定款及び諸規程
- コ その他

7 監査対象の概要

(1) 事業の目的

公益社団法人上尾市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和59年4月9日に設立された上尾市高齢者事業団の組織を基礎に、昭和63年4月18日に法人格を取得、平成24年4月1日には公益社団法人に移行し、現在に至る。

## (2) 事業の内容

- ア 臨時かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供
- イ 臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと
- ウ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- エ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- オ センターの目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- カ その他センターの目的を達成するために必要な事業

## (3) 国との関係

昭和 55 年に、国の補助事業（高年齢者労働能力活用事業）として取り上げられ、昭和 61 年には、シルバー人材センターが「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」上に位置付けられた。高年齢者就業機会確保事業費等補助金が、厚生労働省より公益財団法人いきいき埼玉（埼玉県シルバー人材センター連合）に交付され、公益財団法人いきいき埼玉から各市シルバー人材センターへ「シルバー人材センター連合交付金」として配分されている。

## (4) 組織

センターの組織は、役員として理事 17 人、監事 2 人が置かれ、理事の中から理事長、副理事長、専務理事（事務局長兼務）各 1 人が理事会の決議により選定され、事務局は事務局長 1 人、事務局次長 1 人、職員 5 人、常勤嘱託職員 6 人、臨時職員 2 人で構成されている。

## 8 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、その他軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。